

レンタル利用約款

第1条 (総則)	このレンタル約款は、お客様とプライムテック株式会社(以下「当社」という)との間の賃貸借契約(以下「レンタル契約」という)に関し、別途に契約書類を作成しない場合に、以下の条文・規定を適用します。
第2条 (レンタル商品)	当社は、お客様に対して発行するレンタル利用申込書兼確認書(以下「申込確認書」という)に記載するレンタル商品(以下「商品」という)を賃貸し、お客様はこれを賃借します。レンタルを行う場合は商品の内容をレンタル貸出確認書兼受取確認書(以下「貸出確認書」という)またはレンタル料金請求書(以下「請求書」という)に記載します。
第3条 (契約の成立)	当社とお客様との間のレンタル契約は、お客様が当社に対しレンタル利用申込みをし、当社が承諾したときに成立するものといたします。その場合には、利用内容を記載した申込確認書を発行するものといたします。当社のお客様のお申込みに対し、お申込み内容を審査し、場合によってはレンタルサービスの提供をお断りすることもあります。なお、お断りした場合であっても、当社はお断りする理由を説明する義務を負わないものとします。※日本国外に在住の方は日本国内滞在時であってもレンタル利用ができないことがあります。
第4条 (レンタル期間)	レンタル期間は申込確認書または貸出確認書に記載したとおりとします。お客様のご都合でレンタル開始日を過ぎて商品をお受取りになった場合でも、レンタル期間を変更することはできないものとします。商品が発送元に返送された場合、レンタル契約は終了いたします。お客様のご都合で終了(中途解約)された場合であっても、レンタル期間中の料金は全額お支払いいただきます。お客様はレンタル利用終了日の翌日に商品を返却するものとします。レンタル期間の延長は、期間内に当社へ連絡をいただき、当社がそれを認めた場合に限りできるものとします。レンタル期間延長により発生するレンタル料金は定められた料金となります。レンタル契約期間より遅れて返却された場合には、上記料金の「150%に相当する加算料金(延滞料金)」をいただきます。
第5条 (料金)	レンタル料金はレンタル期間に応じて定められた料金とし、申込確認書または貸出確認書に記載したものとします。特別なご利用については、別途お見積りの上レンタル料金を決定いたします。レンタル料金のお支払いは原則として現金前払いとなります。ただし、お取引確認書に基づいて継続お取引先の場合はこの限りではありません。
第6条 (商品の引渡し)	当社のお客様とのレンタル契約に基づいた商品を、日本国内の指定場所においてレンタル利用開始日の前日に引渡し、お客様は商品をレンタル利用終了日の翌日に返却します。お客様は商品到着後、速やかに数量と動作確認をお願いします。万が一、動作不良や不具合等がありましたら、到着当日の15:00までにご連絡いただければ可能な限り当日中に対応いたします。到着当日にご連絡のない場合には、商品の受入れができたものとし、レンタル契約が成立したものとさせていただきます。
第7条 (担保責任の範囲)	お客様の責によらない事由により契約納期までに納入できなかった場合、若しくはレンタル期間中に生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しなかった場合、当社は商品を交換または修理し、使用が妨げられた期間のレンタル料を日割計算により減免することがあります。商品の交換・修理に過大な費用または時間を要する場合、当社はレンタル契約を解除させていただく場合があります。これ以外、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、お客様に対して一切の損害賠償の責任は負いません。
第8条 (商品の使用・保管)	お客様は商品を使用される前に添付の「基本操作方法」をお読みになり、使用方法を確認後に使用開始してください。お客様が商品を使用される際、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。またその他の、お客様が生じた使用目的を達しない等の損害についても、一切の責任を負いません。お客様は商品について、第三者からの差押え・その他法律的、事実的侵害が発生した時、またはその恐れがある場合は、直ちにその旨を当社に通知しなければなりません。当社は随時、商品の保管状況の点検または報告を求めることができます。お客様は商品を譲渡・質入・転貸・担保権の設定等を行うことはできません。また商品の改造・改装してはいけません。商品をレンタル開始時と同様な状態で返却することとします。
第9条 (商品の使用義務違反)	商品がお客様の責に帰すべき事由により紛失・損傷(通常の使用による損耗・減耗は除く)した場合は、紛失した商品の再購入代金、損傷した商品の修理代金に相当する費用を賠償していただきます。また、紛失・盗難・天災等で商品に異常が発生した場合や、お申込時の住所等に変更があった場合は、遅滞なく当社に報告するものとします。商品が盗難にあった場合は当社へ直ちに連絡をするとともに、警察に被害届を提出し、受理番号等についても報告をすることとします。
第10条 (商品の返却)	お客様は商品を申込確認書に記載された期間に基づき、利用終了日の翌日に返却していただきます。返却方法は宅配便(元払い)にて発送いただけますが、直接ご返却頂くことも可能です。お客様からレンタル期間満了日を過ぎて3日以上ご連絡がない場合や、お客様がレンタル約款に違反した場合または当社の債権保全上のために必要と認められる場合は、当社は通知・催告なしで商品の引揚げまたは返還の請求を行い、レンタル契約を解除することができるものとします。この場合、お客様には直ちに商品を返却していただきます。レンタル契約解除後、当社が商品の返却を受けるまでの間は、「延滞料金相当額に別途違約金」を付加してお支払いいただきます。

第11条 (商品返却時の欠品)	レンタル契約終了による返却時、商品の一部に欠品があった場合は別途ご連絡いたしますが、その商品の一部が返却されるまでは延滞料金相当額をお支払いいただきます。 ただし、紛失された場合は「商品希望小売価格」をお支払いいただきます。
第12条 (レンタル期間の延長)	レンタル契約期間の延長を希望される場合、契約期間満了日の2日前までにお申し出いただくことにより、レンタル期間を延長することができます。 (ただし、日曜・祝祭日は除く。) ただし、その商品のレンタル予約がすでに入っている場合は、レンタル期間の延長のお申し出をお断りいたします。 レンタル期間延長の場合の料金は、レンタル契約締結日における料金に基づくものとします。
第13条 (配送について)	商品の配送先については、原則としてお客様の登録住所とさせていただきます。 ただし、特別な場合についてはご指定の場所への配送も可能ですが、事前に書面によるお申し出が必要です。 確認がとれる場所に限り当社の判断でご指定場所へ配送いたします。
第14条 (予約取消手数料)	お客様のお申込みによりご予約確定後、その予約を取消される場合、商品ご利用日の3日前より次の予約取消手数料(キャンセル料)が発生します。 「3日前のキャンセル料⇒レンタル契約料金の10%」 「2日前のキャンセル料⇒レンタル契約料金の50%」 「1日前のキャンセル料⇒レンタル契約料金の80%」 「利用当日のキャンセル料⇒レンタル契約料金の全額」 ご入金済みの場合は予約取消手数料及び振込送金手数料を差引きご返金いたします。
第15条 (権利の譲渡)	当社は、この契約に基づく当社の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に差入れることができます。 また、レンタル契約期間終了日から2週間、延滞料金等のお支払いがなく商品も返却されない場合や、虚偽の住所・身分・連絡先等を記載した場合又は電話の不通などが発生した場合は、警察署に被害届を提出し、法的手続きを取るとともに、債権回収業者又は弁護士に債権回収及び物件回収を依頼することがあります。 レンタル契約解除後の場合も同様なことがあります。 それらの場合の費用はすべてお客様のご負担とします。
第16条 (準拠法)	本レンタル約款の成立・効力・履行および解釈に関しては「日本法」が適用されるものとします。 また、商品は日本の「電波法」で定められた製品ですので、日本以外でのご使用はできません。
第17条 (協議事項等)	本レンタル約款に定めのない事項や、貸出確認書・料金表等の解釈に疑義が生じた場合は、当社とお客様の間で協議し問題解決に当たるものとします。 また、本レンタル契約について訴訟の必要が生じた場合には、第一審の管轄裁判所は当社本店所在地を管轄する地方裁判所とします。

2025年4月15日 改訂